

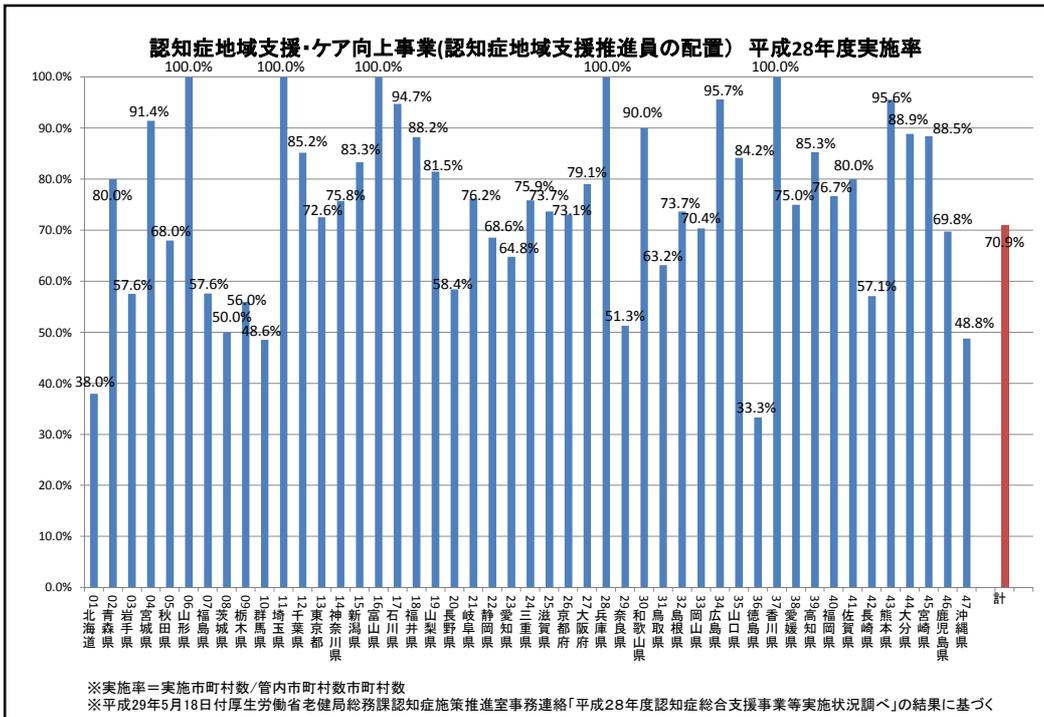
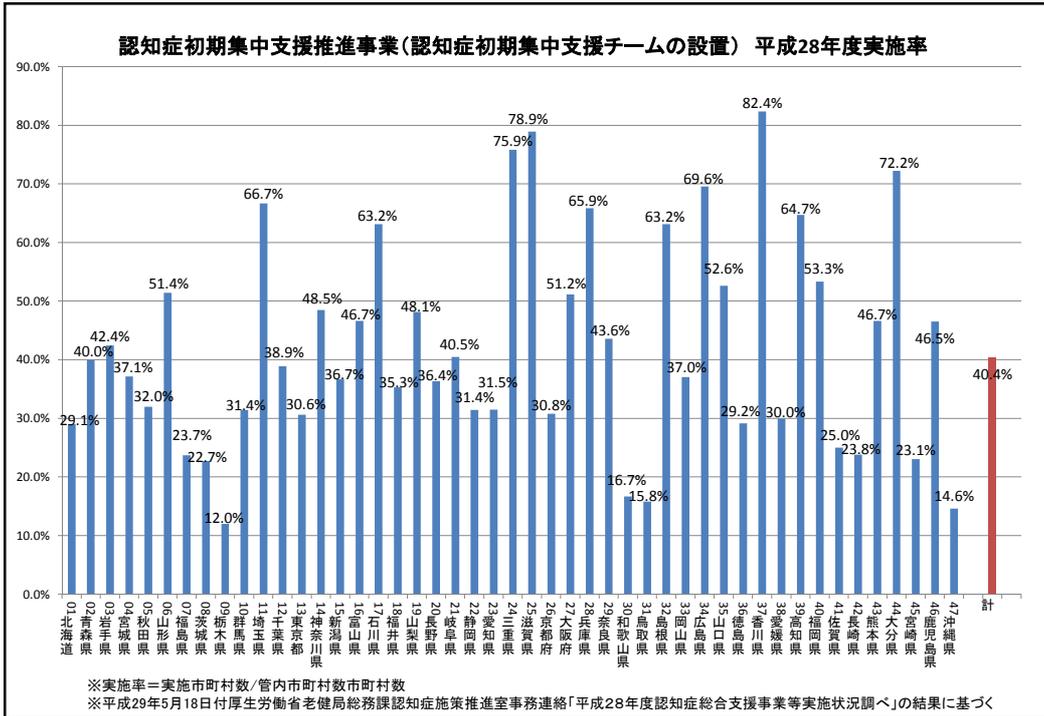
### 3. 認知症初期集中支援チーム（認知症初期集中支援推進事業）及び認知症地域支援推進員（認知症地域支援・ケア向上事業）の推進について

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員については、消費税財源を活用し、平成27年度から地域支援事業の包括的支援事業に位置づけるとともに、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においても、平成30年4月までにすべての市町村に設置すること目標としているが、平成28年度末時点で認知症初期集中支援チームを設置した市町村数が703市町村（全市町村の約40%が設置）、認知症地域支援推進員が1,235市町村（全市町村の約70%）という状況である。また、各都道府県において進捗状況のばらつきも大きいことから、平成29年度中に市町村の設置状況について進捗の確認を行う予定であり、平成30年4月に向けて進捗状況の把握と市町村への助言等の支援を引き続きお願いする。

特に、認知症初期集中支援チームについては、医師を確保することが困難な場合や小規模市町村が合同でチームを設置する場合等の対応として、昨年度に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、実際に工夫をして設置している市町村の取組をお示ししている。

事例の中には、市町村のみの対応では困難であるため、都道府県が主導的に認知症サポート医等に事業説明やチームへの協力依頼をする等、市町村のチーム設置に向けた支援を行うことで効果的・効率的な実施につながっているものもある。各都道府県におかれては改めて別添のとおり案内するので、未実施市町村の課題を把握の上、認知症初期集中支援チームの管内全市町村の設置に向けた支援をお願いいただくとともに、参考となる管内市町村の取組があれば、他の市町村と情報を共有することができるよう、その把握に努められたい。

なお、このような取組や情報の共有について、管内市町村がより具体的にイメージをもつことができるよう、厚生労働省では「認知症総合戦略推進事業」により、都道府県の取組を支援している。各都道府県におかれては積極的に活用いただき、未実施市町村の課題の共有のための会議を開催する等、認知症初期集中支援チームの管内全市町村に向けた支援をお願いしたい。



# 北海道（十勝総合振興局）のコーディネートにより、管内10市町村が連携し、管内唯一の認知症疾患センターにチームを委託した事例 ～帯広市・音更町・士幌町・上士幌町・清水町・芽室町・中札内村・幕別町・池田町・浦幌町【北海道】～

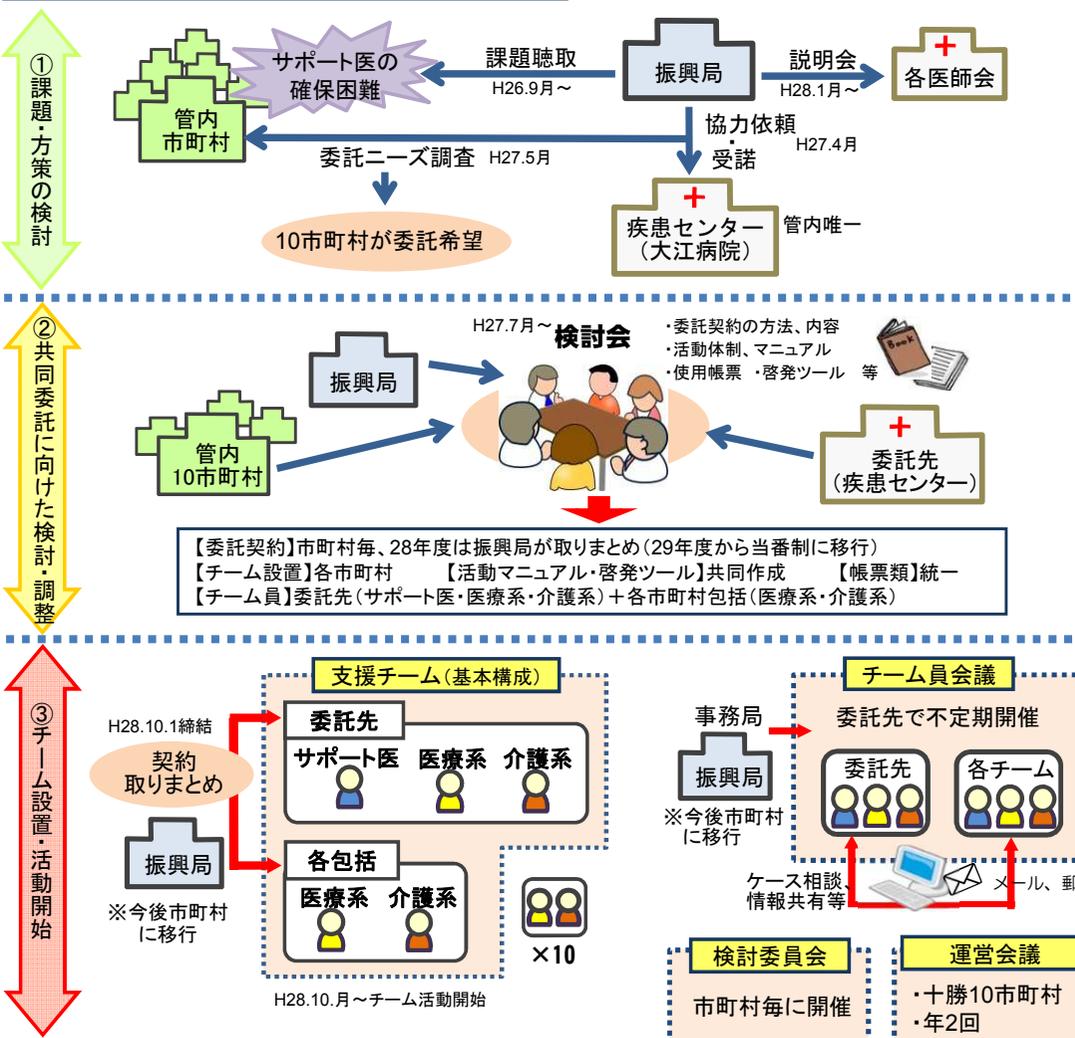


## 市町村基本情報

(H.28.10.1現在)

	帯広市	浦幌町	音更町	芽室町	士幌町	上士幌町	清水町	池田町	中札内村	幕別町
人口	168,276	5,023	45,207	18,895	6,234	4,908	9,784	7,028	3,951	27,310
高齢化率(%)	27.0	38.8	26.6	27.4	30.2	34.6	34.3	40.6	28.3	30.0
市町村内サポート医	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0
地域包括	委託4	直営1	直営1	直営1	直営1	直営1	直営1	直営1	直営1	直営1

## 十勝管内チーム立ち上げまでの流れと体制図



## チーム設置にあたっての課題と対応等

課題	対応・工夫
○サポート医の確保 (H26年9月時点で管内に4名のみ) ○サポート医の早急な養成	○地理的条件も含め、唯一サポート医が稼働可能であり、認知症の往診も実施していた現委託先の認知症疾患医療センター(大江病院)に振興局から協力を依頼。 ○27年度新たに10名がサポート医研修を受講。
○各市町村との個別の委託契約に伴う委託先医療機関の負担 ○特定の市町村への事務負担	○委託契約の取りまとめ機関や方法を検討。28年度は振興局が取りまとめることで、医療機関の負担を削減(市は独自)。29年度以降は年度毎に当番自治体を決め、振興局は当番自治体をサポートする。 ○支援対象者の状態把握は委託先が往診等で使用している様式を活用することで、委託先の負担を軽減。
○活動内容及び使用帳票の共通化	○10市町村と委託先が合同で活動マニュアルを作成し、各市町村共にマニュアルに基づき活動する。(マニュアル検討:計11回) ○マニュアルの中で、使用帳票の様式も統一。
○委託内容の標準化	○共通の活動マニュアルに基づき活動することで、各市町村のチーム活動内容を均質化。 ○そのことにより、委託料の積算根拠の統一化に資する。
○活動地域の偏在の是正	○委託先スタッフのみでチーム員を構成すると、活動地域が周辺市町村に偏る可能性があること、チームによる支援終了後の地域支援への適切な移行・継続を考慮し、各市町村の地域包括職員もチーム員とし、日々の支援は包括職員が行うこととする。

## チーム設置に向けて振興局が果たした役割・支援

- チーム設置に向けた管内の課題把握、方策の検討、委託機関の確保等。
- 事業への理解・協力、人材育成を進めるため、関係機関等への説明や調整。
- コーディネーターとして、事業の立ち上げ・運営に必要な、市町村・委託先等との調整。
- 事業の理解・浸透を図るイニシアチブを取りつつ、今後は市町村による自立したチーム運営となるよう、後方支援にシフト。

## チーム設置までのプロセスにおける効果

○10市町村と委託先が合同で事業の仕組みを検討し構築していくプロセスを通じ、お互いの顔が見える関係が構築された。

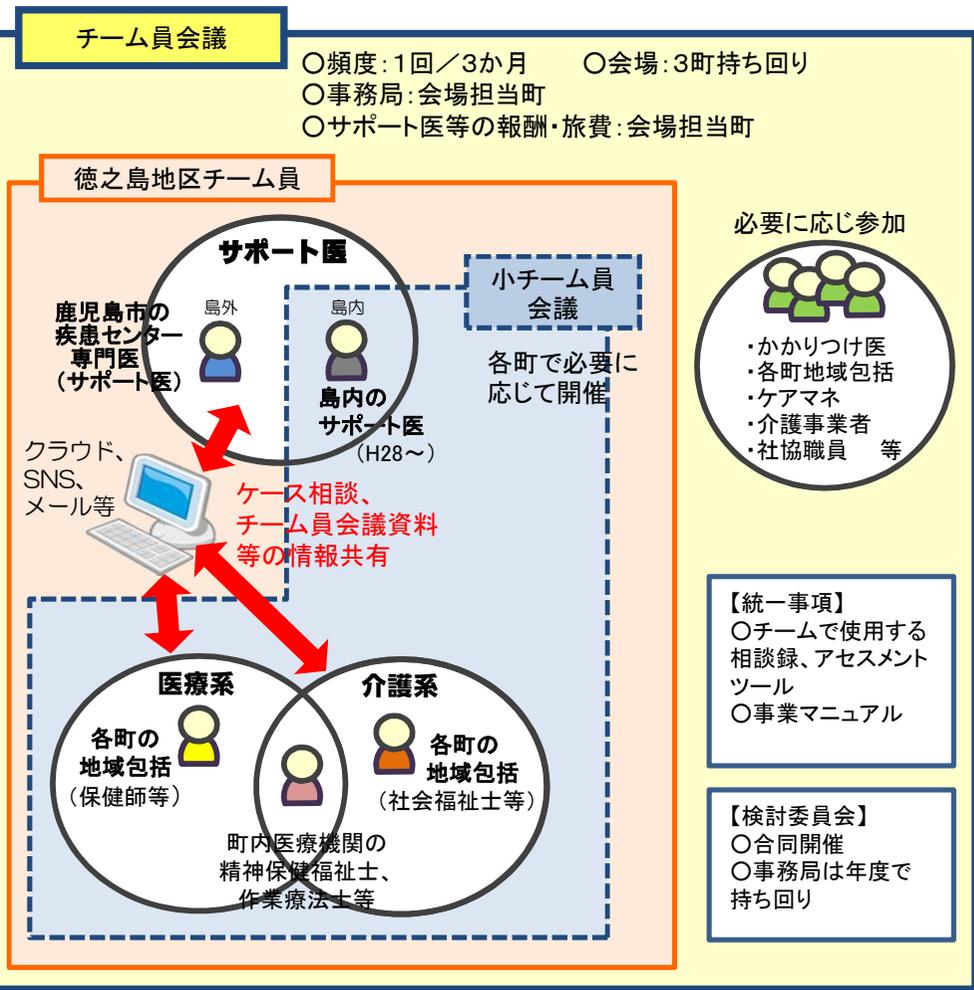
# 3町合同でチームを設置し、島外の専門職の協力を得つつ、島内の人材育成・地域包括ケアシステムの推進を目指している事例 ～徳之島町・天城町・伊仙町【鹿児島県】～



## 市町村基本情報

	徳之島町	天城町	伊仙町
人口	11,181	6,216	6,940
高齢化率	28.6%	32.6%	36.3%
圏域内の認知症疾患医療センター	0か所	0か所	0か所
市町村内のサポート医	2人	0人	0人
地域包括支援センター設置状況	直営1か所	直営1か所	直営1か所

## 徳之島地域チーム体制図



## チーム設置にあたっての課題と対応等

課題	対応・工夫
○島内の認知症専門医、サポート医の確保。(もともと医師が少なく、ほとんどが数年単位で異動する)	○島外の疾患医療センターの専門医に依頼。将来的には島内のサポート医を確保できるよう研修受講を働きかけ。 ○島内の主治医・医師との連携・協力体制を強化するため、できるだけチーム員会議等への出席を依頼。
○医療資源や専門職の数が少なく事業委託は困難。 ○町単独での設置も困難。	○直営の地域包括にチームを置き、島内3町で共同チームを構成する。 ○専門医を島外から招聘するため旅費経費が通常よりかかるが、持ち回りや他事業と抱き合わせで実施することで費用対効果を高める。
○事例が少なく限られたリソースの中でチーム員の専門性を高めることが必要。	○民間医療機関等の専門職(精神保健福祉士等)に対し、チーム員やチーム員会議参加を依頼し、多職種で検討を行う。 ○3町共同で実施することで、人口が少なくても、事例が少ない若年性認知症等の対応をチーム員会議等を通じ学ぶ。
○島外の専門医との、タイムリーな情報共有やチーム員会議の開催。	○3町と専門医がクラウドサービスを活用。共有フォルダに事例をアップし、相談・助言・情報共有等を行う。 ○3か月に1回島外の専門医参加によるチーム員会議を3町合同で開催し、それ以外には必要に応じて島内の認知症サポート医を依頼し、町単位で小チーム員会議を開催。

## 初期集中事業の施策的位置づけ・事業目標

○『認知症になっても、本人の想いが尊重され、住み慣れた地域で生活が続けられ、最後まで穏やかに過ごすことができる』という、地域の目指すべき姿の実現に向け、初期集中支援事業において、医療と介護の連携、チームケアの構築、地域支援体制、家族支援を促進する。

○初期集中支援チームにより、支援対象者本人(認知症高齢者等)の生活が安定し、穏やかに生活が続けられるための医療・介護・地域の支援体制を作る。

## 初期集中支援事業導入による効果

○認知症支援に携わる人材の、アセスメントの標準化、相談対応力の向上。

○事業を展開していくことで、地域の関係者の関心が高まり、必要性が理解されることに伴い、サポート医などの人材育成ができる可能性が高まる。

○チーム員以外の関係者に、会議(事業)に参加してもらうことで、関係者の認知症対応力の向上と、ネットワーク構築につながる。

○チーム活動を「始める・動く」ことでチーム員が経験値を積み、スキルがあがり、チームの質が向上する。(PDCAサイクルを回すことでより良い体制の構築に繋がっていく。)

○地域課題が明確化され、地域支援の体制強化につながる。(認知症カフェ、居場所づくり、サポーター養成、SOS訓練、専門職の研修会、etc.)

## 4. 介護用品支給の見直しに関する今後の取扱①(これまでの経緯)

### 平成27年度

○ 「任意事業」の事業範囲の明確化(※)を実施。(26年度までは、地域の実情に応じて様々な事業が実施可能。)

※ 具体的には、「介護給付サービス(保険給付)の上乗せ・横出しとなるものであり、市町村特別給付又は保健福祉事業等により実施すべきもの」等については、任意事業の対象外とした。

○ その際、介護用品の支給については、介護給付サービスの上乗せ・横出しに該当するため、仮に実施する場合には、本来であれば市町村特別給付等として実施されるべきものであるが、多くの市町村が「任意事業」として実施していた状況に鑑み、例外的な激変緩和措置として、平成26年度に実施していた市町村のみ、平成27年度以降も「任意事業」として実施を可能とした。

### 平成28年度

○ 今後の対応として、以下の内容を市町村向け説明会で周知。(平成29年3月10日)

- ① 厚労省は、実施状況を把握した上で、平成30年度予算編成過程の中で、本事業の目的に照らし適切な範囲への支給の重点化や、例外的な激変緩和措置であることを踏まえた事業規模のあり方について具体的な検討を行うこと
- ② 市町村は、本事業が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、今後の事業のあり方について、計画的・段階的に任意事業から市町村特別給付等へ移行するなど、事業の継続要否を検討すること。また、①を踏まえ、低所得世帯等の利用者への影響を十分に考慮しつつ、将来的な事業のあり方を検討すること

## 4. 介護用品支給の見直しに関する今後の取扱②(平成30年度以降の取扱)(案)

### ○ 激変緩和措置であることを踏まえた介護用品支給の見直しの観点

- ① 高齢者の自立支援等の観点から、適切な用品支給を行う必要がある。
- ② 介護用品の支給と同じ枠で上限額を管理されている他の事業(地域包括支援センターの評価の実施を通じた適切な人員体制の確保の推進や、介護離職防止を含む家族を介護する者への支援の強化等)の重要性が高まっており、市町村は、限られた財源の中、地域の課題を踏まえた更なる効果的・効率的な事業運営が求められている。



介護用品の支給の実施に当たっては、地域包括支援センターの運営等、他の事業との政策の優先順位を勘案した上で、市町村特別給付への移行等について十分に検討を行っていただく必要がある。

### ○ 具体的な対応(案)

- ・ 地域支援事業の効果的・効率的な事業運営を通じた地域包括ケアシステムの構築の推進の観点から、平成30年度以降、激変緩和措置として位置づけられている介護用品の支給を実施する際には、次に掲げる対応を実施の要件とする。

- ① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること
- ② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること
- ③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること

- 今後、地域支援事業実施要綱及び交付要綱について所要の改正を行い、市町村の対応の状況について報告を求めらるる。

## 5. 介護保険制度における指導監督について

毎年度、運営基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等により、介護サービス事業者の指定取消等の処分が行われているが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度への信頼を損なうものでもある。

各自治体においては、事業者に対して介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、通報、苦情等により不正が疑われる情報があった場合には、速やかに監査を実施し、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いする。その際、関係自治体に対して必要な情報提供等を行うなど、十分な連携を図りたい。

また、事業者には業務管理体制の整備が義務づけられており、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図って適正な運営を確保していくことが最も重要であるので、各種届出や確認検査などの業務管理体制の監督業務を通じて、事業者に対する適切な助言等をお願いする。

なお、指定取消等の処分が年々増加傾向であり、平成 28 年度においてはこれらの処分件数が計 244 件と過去最高となっていることを踏まえ、各自治体においては、定期的な実地指導などを行う人員の配置を含めた体制の整備についてもご配慮願いたい。

### (1) 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲に伴う市町村等の支援について

居宅介護支援事業所の指定権限については、本年 4 月より都道府県から全ての市町村等に移譲される。都道府県においては、各市町村等において居宅介護支援事業所に対する指導監督が適切に行われるよう、入念な引き継ぎを行うとともに、本年 4 月以降においても、実地指導に関する研修の実施や管内市町村等による指導監督状況について情報交換等を行うための連絡会議を開催するなど、地域の実情に応じた継続的な支援をお願いする。

また、権限移譲に伴い、例えば、本年度までは都道府県が訪問介護等の居宅サービス事業所と給付管理を行っている関連の居宅介護支援事業所を合わせて指導監督してきたが、本年 4 月より居宅介護支援事業所については市町村が指導監督を行うことになるため、都道府県と市町村等との指導監督上の連携がこれまでよりもさらに必要に

なる事案が増加することが想定される。については、都道府県においては、市町村等と情報共有を図り、遺漏なきよう対応されたい。

なお、市町村等が行う居宅介護支援事業所の実地指導の支援に向けた検討を行っているところであり、別途、検討結果をお知らせする予定である。

## (2) 適切な介護サービス提供に向けた取組について

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームといった高齢者向け住まいは、高齢者の多様な住まいニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、これらに入居する高齢者に対して介護サービスを提供する事業所に関して様々な課題が指摘されている。そのため、都道府県、指定都市、中核市が、新たに専門職を配置し、これらの事業所に対して重点的に実地指導を行うなどの体制整備を支援する事業を平成30年度予算（案）において創設することとしている。

本事業については、定額の国庫補助を予定しているが、具体的な協議方法等を含め、別途お知らせすることとしているので、積極的な活用について検討をお願いします。

## (3) 都道府県等の指導監督業務の支援について

厚生労働省においては、指導監督業務に携わる担当職員の資質向上のため、「業務管理体制検査担当職員等研修」（旧介護保険指導監督中堅職員研修）（都道府県、指定都市、中核市を対象）及び「介護保険指導監督等市町村職員研修」（指定都市、中核市を除いた市町村等を対象）を実施しており、来年度も引き続き実施する予定である。詳細は別途お知らせするが、各自治体においては、これらの研修を積極的に受講いただくよう担当職員の研修機会の確保をお願いします。

(以上)